

節地約律

二

庫文省法司			
		政	和
		治	書
		及	
		法	律
		律	部
		部	門
三	函	號	
冊	架		

186

B10
C
I

B100
C |
| b



節地約律第二篇卷之二 目錄

目錄

五他國人との約條の事

六法を犯せる者并小重罪小定りたる者の事

七商家分散の事

イ分散の前小取結い多る約條子付分散官

證れ功驗の事 官證とて分散人小典へら
る官許の證書を云ふ

ロ分散人官證よて免か小する借金を拂ふ

つき約定の事

ハ官證を得ざる分散人の約定の事

八大借財人の約定の事

九強談を以て取結いしる約定の事

節地約律第二篇卷之二目錄終

節地約律第二編卷之二

五他國人との約定の事

凡そ外友と此國

此書英人の著述なる故ふの臣
此國とい則ち英國を云ふ

民と國內又と國外と於て約定を取結ふを得る

也凡そ我國と親睦なる國の人と之を外交と
云い不和なる國の人を之を外交と云ふ

而して其人の本國と此國と親睦の間と右約定

不付英國の裁廳不於て公事をなすを得るなり

然共外敵の約定を若し其人此政府の守護に依

て此國に來れる者又ハ此國王の免許を受け

て此國に住む者不あらざれば其約定全く虚無

となり法律に於ても公義に於ても當人又は代人より右約定に付何事も申立る事相成るさるなりしを不譬へは當時英佛戦争中原本英佛の ジョンスミス等の人名なし然れども錯雜にして了解し難きを以て今假し之と設けし者官の理解なり然るに佛商ジョンスミス英國住居の英商スミッスと為替手形を取組み而してジョンスミス其手形に書面の金子を佛國住居の英人ボリングへ可被相拂旨を稟書して右ボリングへ相渡しボリング其手形までスミッスより金子を受取らんと是れをスミッスこれと渡さるしてボリング遂

に公事を起し英佛の和睦を待て「スミッス」を訟訴せらるるは是外敵の約定なるが以て「スミッス」其書面の金子を得る事能はざる南り爰に外國人との約定あり而して其約定は未来の事件にして未だ取行なれざる内は其人の本國我國と戦争し及びて其人我外敵となる時た右の約定を破談となす一然れども又爰に外國人との一約定ありて右に付公事の根元は其國未だ我敵國とならざる前より起り多る事ならは唯戦争中のこと其公事を

なるの権なりと雖共和時を待て後再びあれを
起すの理ありとす

又爰不英人ありて父——く敵國に居り自分の勝
手を以て其地不本住居を定め多る由相違なき
時々其身英人多るの権を失ひ我裁廳に出て公
事訴訟等致し事相成らざるなり然共若——中立
の國に居留せる英人敵國に於て本國の人不品
物を賣り其代料として渡さざる金子借用證
文不付て中立の格を以て我々裁廳に出て、
公事を言い通ふはあらずを得るなり則ち是「エ」

ンボロー」氏の言ひ——不嘗て英佛戦争の時英人
スウィッチエスランド瑞西國に永住せる者ありけるが佛國巴里斯に
ゆきて品物を賣買せり然る不英商又同所不於
て之を買ひ取り其代料として金子借用證文を
渡し其後此事公事となり——不其約定を取結
る双方全く外敵不あれなきを以て其約定假令
敵國に於て取結ひ——者と雖共全く虚元とな
る不非也且賣人買人共互不不正の取引不これ
無きを以て右瑞國住居の英人其公事を言ひ通
ふはを得たりと云へり

又我々國と親睦なる他國に永住するの英人を
我々敵國の人民と高賣の取引をなすべし其永
住する土地の人別の免許を以て取行ふ時を故
障なくするべし

又我々國と親睦なる他國人敵國の軍艦中を於
て敵對の所行をしてこれを生擒り俘囚として英
國に連れ來ざる者を俘囚中へ取結ひしる約定
は尙假令未だ囚閉中と雖も公事をなすを得る
なり又敵國の俘囚となりしる英人をこれを外
敵と考ふべし其故は此俘囚より英國居住の

人と取組み而して外敵に裏書せる為替手形を
其戦争止むる處まで右外人のこれを取用する
を得るなり

六法を犯せる者并に重罪に定よりたる者の
事

公私の事不付き法を犯せる者法律に於てこれを
を考ふる時を死人同様の者にして其身法律の
守護を失ひ右犯法の廉を回復しざるの爲に非ら
ざれば如何様の理ありと雖も裁廳に不出る事
能らざり故に犯人重罪人を其罪科の爲に其所有

物并小公事の権を悉く官不差出たり故小箇
様の罪人を假令其罪状決定の後不取り起せる
自分の催促事不付ての公事と雖共之を申出る
時其犯罪の廉を以て即坐不之就論破せらる
、なり

若し爰小人ありて此の如き罪人小物を與ふる
時小罪人其物を受くる或得ると雖とも之を我
々所有として使用せざる或得は蓋し其之を受く
る或得ると罪人の身ふたれを受取るの能力に
りて然る小非き就共之小物を與へる人其所

行を虚無する或得ざるを以てなり又罪人小
小を使用せざるを得ざる所以ハ右の施主其贈物
を再い取り返し得る事非らされ共唯官の獨
権不由て其物官不歸せざる或以てなり

又其身犯人ありと雖も若し他人の為小公事或
なき時其犯人は廉何の故障も相成らざる也
故に死者の跡片附人を假令其身犯人ありとも
死者の為小公事を起さざる也又町役人を
犯人ありと雖も町人と共小公事をなす事取
り

法律の守護を受くべき犯人重罪人の権ハ唯一
時これを差止らるゝと雖も再いふを回復
する事能はざるハ非也故ハ大赦ハあハ又犯罪
の廉改回復する時ハ罪人の形態消失して約定
の能力公事ハ権も亦これハ從て蕪生する也
又罪人と取結ひある約定ハ彼令其罪人の不能
力一洗せざるゝ雖共古約定ハ付罪人より其相
手方ハ對し公事ハ起る事ハ可多し

七 商家分散の事

ハ分散ハ前ハ取結ひする約定ハ付分散官

證分散人ハ典へらあり官ハ功驗の事

分散の官證一般の規則ハ於てハ催促人ハ貸金
を申出する事相成らざるゝ分散人其拘合を引續
き受くるハ免くるゝ事ハ同一の言葉なり而し
て催促人の之を取返す権ハ分散人ハ之ハ免るゝ
事と並行するゝ也

故ハ分散人の官證ハ其人分散せし時拂の期
限ハなかり多る借財并ハ官命ハて申出しく成さ
れ多る總一ての言ハ前催促又ハ斯の如き借財
言ハ前催促の回復の爲ハ凡て其身を以て贖ハ

つき諸件を皆許容せらるゝ也

又分散人官證免許の後分散し付申出つつき
借財言前催促の爲分公事を起され故障を受く
る時を裁廳不出て其公事の根元全く當人分散
前の事ありこれある趣を申述て其公事を免さる
べきを得し

然共分散の官證不從て赦免せらるゝ、屢々當人
の身并分其身不付きたる品物しして其他品物
に贖償し付てこれと許さ良故分爰分地主あ
りて其地借人分榮吉といへる者あり而して右

地主借金力形分榮吉より所持の手道具を取押
し多り然る分其後榮吉分散不及分官證を受け
て其物を取返さんゝ爲分公事起し多分地
主分其品物を返さつき事分裁決せられし
又分散の官證分分散人れ組合并分其約定仲間
よりしてと許さるしと得さるし

又一般の規則分於て若し官命よりして借財を
申出るべき得る時分分散人官證を得て其借金
の都合を免らるべきを得るのちならん猶又其借金
不納し付て差出さつき償金をし免らるしなり

而して若し催促人官命を以て申出づき借金催促
は付法律公義に於て其裁判を受くる時を催
促人若し借金の外其公事も付費せる諸入用を分
散の時も於て其高未の明細をらるるを報ひし
を其時一同も申出づるを得るなり

又催促人官命を以て申出づき種々の催促を説き
述ぶる事を敢て此書の主意もあらはれと雖共其
中要目を挙げししを論ぶる事尤の如し
先第一も催促人分散人の未だ分散せざる前も
拂の期限もなかり多る借金に申出づるのみならず

猶又分散の事も取窮り而して未だ分散の官命
を受けざる前不明の事なく取結いする借金又
も催促も付ても若し催促人其約定を取結いし
る時分散の報告を得ざる時をこれに申出づるを
得るなり

又格別の主意ありて金貨其他何物もよらば分
散人も償し渡り而して具者分散もなり多る時
も未拂の期限来らば且其貸渡り方手形證文書
向又其他の引當物を取り取らざるも拘らば此
の如き借金或は其引當物を其時既も押期限の

来りしごとと同様にして申出て而して此時残月の利足分は省きて他の催促人と同様小分散金の割前を得るなり

又分散官命の出る時又分散の願書を差出せる時右分散人の為小刑官に對し又公事を受け合人となり或は借金の拘合を引受け又は分散人の證人となりつき人は假令當人分散願書を差出せる後或は右官命の後なりと雖共其人の為小全く借金を拂或は借金の内一部分は拂ふて其全高を皆満ふはもとより其分散の廉は以て裁

廳へ申出たる借金の元催促人小代りて同様分散金の割前等を得る也又若し元催促人其借金の裁廳へ申出さる時其自分してこれを申出候令分散内決の後其請合人小なりしごとと雖共他の催促人と同様小其割前を取らざるを得るは但し其請合人となりし時當人分散の事を義知の上より致せる事ならは前條の外置を得るは能はば民英の女王ウィクトリアの法書第十二及十三卷第百六篇の第百七十七章に曰く若し分散人願書願濟して官命の出る前小事物の成否小由

て拂ふべき借金事物の成否は由て拂ふべき借
管より小付其大工と三ヶ月を以て右の仕事を
終る時若千金を拂い又其期月を以て終らさ
る時若千金を拂ふよりを約定し而して其事
と約定するか如きと云ふの成否分散官命の下る前小未定らざる時
これと約定せる相手より代願ひ出るを相當の
事と思ふならむ右の拂を受くべき金高を定め
んる為小これを裁廳へ申出て而して其高の定
まり多る處ありしを申立て分散金の割前を
受取るを得る也若し又其成否未定らざる前
其金高を取窮むる代得ざる時其相手右事實

成功の後其借金を申立て先分催促人小拂ひし
る割前小拘りら其後の催促人と共小一同の
割前を受取る代得る也但し右相手其借金の約
定と取結いしる時全く分散の事を兼知の上小
之何る時右の外置不及りざる也

又同書百七十八章小曰く若し分散致良一き商
人右願書願濟の前小事物の成功ありて拂ふべき
金子の拘合を約定し而して其成否未定ら其
且右願書願濟の前小其催促すべき金高を定ら
る猶又此の如き公事ありて此法書の他章ありて

と其拘合を申出ると得ざる事ふこれなる小由
て其約定に取結つる相手裁廳の指圖次第相當
の金高を申出ると許さるゝ——但し其事實を終
り且金高の定りたる處より其催促を申出ると事
を許さるゝ事とぬ

又事件の模様および裁官の一所存を以て分散
の時不決し難き償金に依令約定面より之を取
るべき十分の理ありと雖も分散の時ふ此水代
申出ると事相成らぬ故不若し人若干量の油を相
當の價ありて後日相渡すべき約定を取窮え而して

あり其期日に至らざる前ふ其買人分散致し且
其官證を得ざるふ付右買人其油を受取事欲
せらざる代以て公事を起さるゝ時ふこれ拘
合ハざる代得たり又兼て約定せし品物を分散の
前ふ受取るを欲さぬ時ふ前條の規則を以て不
以て裁決する也而して仲商荷主の差面不反し
て品物を賣り多る事不付右荷主より公事を起
さるゝ時ふ其仲商分散官證を得ざるの廉代
以て之代言ひ拒く事能はる

又弥六岩吉兩人の公事ふ於て相手岩吉を故あ

ヤロツク
イハル

リて訴訟人弥六の名當を以て取組み多る爲替
手形より既に拂ひ期限の来れる殘金を拂ふ事
を引受け而して其後其了見を變じて猶此上一
ヶ月の時間より拂ふべく然らざれば過料を出さ
しと約せり然る處若吉間もなく分散し而し
て官證を得たる廉を以て右引請の殘金故拂ひ
そ又過料も出さざりし故に弥六止むを得ず自
ららるれを引受け多る是れ於て弥六若吉に對
し違約の廉故以て訴訟も及ひたり此公事不
於て右の金子分散の時より拂ふべき期限に至り

多る借金不之れ無く又事物成功の上より拂ふ
べき借金或は請合の借金も付て右分散の時よ
り此れを申出さる事能はば但し此の如き時を分散
人其身分散の廉故以て其拘合を免らしを得ば
と裁決せられ多る

又音藏（音藏）洋次兩人の公事不於て海老藏といふ
者より音藏も返濟も及ぶべき借金ありし由
て音藏より拂ふべき請合手形の金子を引受け
たり然る處海老藏自ら此れを拂ひしより半
次も托し半次其請合金を音藏の爲に拂ふ事を

引受け音藏の趣を兼知せり扱右の金子其年の六月十七日拂期限となりし海老藏素よりこれを拂ひ去る亦半次とこれを拂ひ去るを以て其期限不差かくり止むを得ず音藏自から之故拂ひ去るし同月廿日半次分散不及其官證を得し然る音藏より半次を相手取り訴訟を及ひけり半次分散の官證を得し雖も其金を拂ふべき事不裁決せられし其故を半次分散の前小音藏より其償金取定めて申出るの時間之れなきを以てなり

又爰不催促人あり貸金の為小公事を起し居る内小其相手分散不及を以て右の貸金を分散し申出べき借金となさんとすも一旦其分散前の公事以廢止する小非らされしこれを申出る事能はし而して分散し付公事を止めて此力如き借金取申出る事を催促人より取りて其分散必願濟不相成るべき見込を以て取計はるる事ありし併し若し其後分散願濟不相成らざる時を再び最初の公事の権を起し事能はるる事なり

第四世「デョーデ」の法書第六卷十六篇百廿七章
不云く若し分散の官證不申て借財を免くれ又
ハ催促人と相對して借金的一部分を拂ふて全
高の拂切となし又ハ大借財人となりて其借財
を許さる者重祓て分散不陷り而して其官證
を得る時ハ右分散不付ての諸入用の外借金
高一磅子付十五シリングを催促人各ハ拂ふ
べき家資十分ある不非されハ此官證を得
ると雖も當人唯牢舎を免く候ハを得るのみ
但し當人の商具及び必用の家財又ハ當人并ハ

妻子の着用せる衣類の外後來の家資什物を分
散取扱人の手不入るなり而して此取扱人ハ分
散の時當人の所有物を掌握せると同様不其後
来の物を取るの權を備へ居るなり又同書中ハ
後ハ再ハ官證を得而して借金高一磅不十五
シリングを拂りさる分散人ハ後日品物を得
ると雖も右取扱人不對するの外他人ハ對して
更ハ故障を受くる事なし又催促人分散人の所
有物を取り右の廉を以て分散人の公事を言ハ
拒くとも分散取扱人の手成経るるハ非されハ

これと言ひ通ふは事能はる又若し分散の前は
拂期限の来りたる借金の付當人官證を得たる
後これに對して公事成起る時ハ及令當人其官
許の前其催促人と借金返済の約定成取結ひ而
して其家資成以て一磅不付十五リリングを
拂ふ成得たりと雖も官證の廉成以て其公
事成言ひ拒く成得たり

又國外より取結ひたる借金回復の公事不付及
令其約定を取結ひたる國の法律不由て分散
する時其借金を免るる雖も其分散の官證を以

て此國

英國を云ふ

不於てハ其公事成言ひ拒く事能

は然れども國外不於て取り受けたる分散の

官證成以て借金を免るる事ハ一般ハ此國の

人民と此國不於て取結ひたる借金の公事ハ為

不論破せらるる事なり又大借財人蕪格業上の

大裁廳成て借金の為ハ已此の所有物を以て

其借金を免されたる事第四世ウィルレムの法

書第六卷及七卷の五十六篇の法未と行りれさ

る前ハ英國成て取結ひたる借金回復の為め

英國の催促人不由て英國成て起されたる公事

の爲に論破せられし事なし故令其催促人
格蘭土裁廳に於て許されし借財人に對し抗
論せし雖も其催促人國法の法に従ひて此
の如き借財人より家資の割前を受けし旨に
申立るに非されぬこれを回復せし事能はざる
なり併し爰に第三世「デヨー」の法書第四十九
卷第廿七篇に後へ「ハコウフアランド」英の
國外
管轄の裁廳に於て大借財人に許容せる官證の
公事に於ては格別の事あり則ち右の官證を本國
に於て取結へる借金に許容し且此國に於ての

公事には其官證を以てしこれを論破せし事を得
るなり是「ニウフアランド」の裁廳に此國に
於て右借財人の所有物を取捌き又其催促人を
此國に於て一同に割前を得るの権ありを以て
なり又國に居住の商人國に於て取結へる借
金の國に分散の法に従て取行へる引當物少く
其借金を免るゝと同様に英國にて取結へる
借金も其赦免を以て言拒くあり或は得るなり又
阿爾蘭アイルランドの分散の法に於て取受けし官證を英
國或は國に於て分散の時拂ふべき借金并に

アル蘭に於て取結ひしる借金を言拒くの用を
なすなり

然れ共ウエストミンスター此の裁廳に於て第三
世ジョージの法書第四十九卷第二十七章に後
ハニウファウントラレドに於て大借財人とな
り而して其官證を得しる庸を以て其廳に於て
再び借金許容の官證を得んと申出ると雖共こ
れを得るふと能はざるべし然れ共前の官證を以
て公事を言拒く事を許さへし

口分散人官證に由て免られしる借金を拂

ふしき約定の事

分散人假令官證に由て催促人に返滯をふしき借
金を免らしむと雖とも英國の法に於て近來ま
ては分散前を取結ひしる借金を付新規明白の
約定を以てこれを拂ふしき事をせり但し其約
定を別して新規の趣意を有し且官證を得し
る前後に拘りしるふしきなり

然れ共其約束を其官證に拘りしる分散人必自
身ふしきを拂ふしき約定にこれありしき事而
して其約束に必らず他物を以て贖ふの約束に

これ有る一りさる代以て法律に於ては分散
人其借金に拂ふべき條略の書付に以ては、時
を及令其内小これに拂ふべき意を合しあるや
雖も分散の官證の爲にこれを論破せらるる
なり又分散人不由て分散の時債人小拂ふべき
期限の来りたる借金を分散官證して免るるに
き處其儀ふ及びして未存在せらる借金をこれ
を拂ふべき後約をなすの良趣意となるのこた
らき猶又分散人の爲に最初金子に立替拂ひし
る者小對して分散人よりこれを拂ふべき拘合

と同様後約をなすの良趣意とほ且其他此の如
き拘合を分散人より借金に拂ふべき不定或は
確定の後約をなすの良趣意より併し其利益
ありては拂ふべき約束を取窮むるの趣意也

然れ共議院の法不由て分散人其官證を得る
後をその後約をなすに當人又は當人小差代り
て事故處置する者に依て書記署名せる約書小
非これに及令官證を受くる後再約をなすと雖
共右官證を以て其拘合を免るるに「なり」又分散
人の自筆より認むると雖も其姓名を記さる

る時を之代十分の約書と取る事能はる但し當
人の實證を示し為し書面の始或は其文中に已
此の姓名を認むる時と外し姓名の書記なしと
雖も之を以て十分と出さるなり

然とも若し分散人唯不定の約定をなし則ち都
合次第返済不及ふべき約定なり時を貸人右
分散人其返済都合の模様を申出ざるを得
併し前条所述の多る法律の件々を近來英國に
於て頗る改革せり則ち近來の分散の條例に於
ては分散人官證を得ざる後と後約をなしと雖

共其官證の廉價を以て借金免らるるを得更し
其確從し拘合し事なりとせり

ハ官證を得ざる分散人の約定の事

分散人分散内決の後し取結いたる約定を分散
の官證より虚無となりたる借金或拂はんとの
約定を除くの外はこれし拘合ふべき事更し疑
いなし

然れ共分散取扱人其分散人の家財工具商具其
他當人望の必用物より全價二拾磅を出でざる
右の品物を除くの外當人分散の時又は分散内

決の後何々なる其官證を得るの前持領せる凡
ての家資を收領せしき權を備へらるゝ也而
て古家資と云へる言葉中なる所謂私財并貸金
の之なるは猶又分散の家資を拘り多る破
約あり其品古取扱人の手に入らざる時又其
品の損傷せる時公事を起して之を取返し并
し其他當人の利益とならば諸約定より公事
を起ししき權も含有せらるゝなり

故し又右取扱人を當人分散の官證を得る前
取結ひしる約定の利益を收領せしるの權を備へ

居らざりし又若し分散の官命の下る前の一
の仕事致ししき約定を取結ひ而して其官命
を受くる前し稍く其仕事致し分散後に至て
これ終り而して爰し右仕事を終りしるは分
散人分散取扱人の代人として取行はるる確證
これある時其約定面の如く仕事成就の上右
取扱人其仕料の全高を回復せし得るなり又
爰し豫言なる者尾州屋信州屋兩氏と七年の年
期より一周三日の給金致して奉公可致す
約定を取結び多り然る處右兩氏損耗の故を以

て栄吉小五百磅の金高を拂ひりぬたり而して
右年期未終る前小栄吉暇をうけ其後同人
分敬ふ及びり爰に於て右約定破断の廉以
て前書の金高を回復せしむべき公事の権を全く分
敬人の手へ渡す事小取窮りたり又官證依りけ
ざる分敬人の取扱人相當の趣意を以て約定の
上或人より拂ひ受けて分敬人の家資等を其俣
差置其後右官證下りたる處にて其約定を拘
らるる再い其家資を收領せり然る小此事公事と
此りし小取扱人再い之を收領せしむる無理の處

置たりざる事小裁許せられし如何とせられ
分敬人未だ官證を得ざる前分敬て取扱人小對
し其家資保守の爲に何事も可致苦小これなく
是全く分敬人の越度を示れ有る以てなり又
前段同様の理にて未だ官證を得ざる分敬人の
家宅取扱人不知らざる催促人の爲に破断致さ
れ而して分敬後當人の得たる家資を奪い取ら
れし然る小當人其官證を得たる後再い催促
人となりしより分敬人より其不法を咎め
て訴訟を及ひける小右奪い取られし家資取

扱人の手に入らざりて其儘催促人の所有となり是恰も收領の改定同様の理ありて訴訟人こそを回復する能はざる事小裁許せられざる蓋し分散内決後取結いざる約定又其後取得する所有物も尙當人あり其官證を受けざる内と取扱人の権十分ならずして而して其取扱人の権を唯自ら分散人の所有物撰抜の権と行ふのみして其撰抜を行ふ迄は分散内決後取得する所有物の主と則分散人なり故に及令當人官證を得ざる内と雖去分散内決後當

人の取結ひある約定を付てを正しく公事とならば得るなり

此事當今分明に確定せり故に未だ官證を受けざる分散人と古取扱人あり其事件は關係せざる間も分散内決後當人の取結する約定を付公事を起さざるを以て規則とす

鎮平鳥藏^{トウシツ}兩人の公事と則古の主意を以て裁許せられざる公事の一例なり此公事と或人の仕事勘定書より起り多る事少く右勘定書に出せる者より之を拂ふべき人に対して分散の廉を

以てこれを虚無となさん事代謀りし由り分
散人よりこれを訴訟し及び公事となりたるを
以て其拂方古勘定書と認めたる時と分散前不
こうある趣を以てこれを論破せり爰不於て分
散人の答ふ古仕事となくく分散取極め後
おして且其仕事を全く當人ならび小家族取續
方お付必用の為お致したる趣を申立たり此時
又其相手の答ふ古書附發出前と當人あり分
散の官證を受けざりし趣を論じたり此答おて
双方の議論さし得られ評議の後訴訟人勝公事

と裁決せられり亦分散人あり官證を得たり
間當人の拂ふべき金子借用證文又お當人の裏
書せる金子の手形とて拂期限の来りりる金子
を回復するの公事并お當人の賣渡せる品物又
お取行ひたる仕事或はこれら為お取用いたる
品物の價銭回復せべき公事お於ては前段同様
の理お以て裁許せられり

然共若し分散の時お於て唯當人の身お拘りり
るる約定譬へは當人の技功努力お用るる約定
を取結いて未お其事故終らぬ且當人の助力を

假らましつゝ其約定を遂ぐる事能はざる時
右取扱人當人として助力なきもむら非され
ハ強て其約定を領取する事能はざるなり又若
し分散内決後より官證を得ざる前右様の約定
を分散人と取結ぶ時其當人の分散に拘りらば
當人自ら公事代なるの権十分ありあまなき
此事未と論定せし

又幸六^{ハシ}春次郎^{コウ}二人の公事ありて分散人と職人
ありて未と官證を得ざる間其取扱人家資利益の
為に其職人を使用し時其仕料を拂ふべき約

定むる時其分散人其仕料を取扱人より回復
せざるを得ずと裁決せられたり然共此公事の裁
許を甚疑ふべき事似たりと云

又前條の規則に分散人其身の努力に為し致し
たる願望の公事の外ありて適當にありざる事
分明なり故に家財の仲商より未と官證を得さ
る分散人松藏ハ竹藏の為し家財を持運ふべき
事を受合ひ而して松藏これら為し數多の人車
を雇ひ荷箱を用意し又一二の家財を備復を加
へ且つと、為し多少の入費を拂ひあり然るに

松藏されり為不費小する金子或望みけるも其
催促全く當人の力勞より起りたるも非らば爰
を以て分敬官許の前後も拘りらば其仕料皆分
敬取扱人の手小入る事も裁決せられり而し
て近來の一公事も於ても右同様の理以て裁
決せられり其公事ハ未だ官證を得ざる分敬
人良廢とつゝる医師一友人も所有の藥品を賣
拂い約定の上にて其儘其品を所有して分敬前
の如く職業に當り且又再び新藥劑を掛借致し
而して病容も自ら藥品或給り多々或以て其代

料を回復せんとして公事或起せし不當人自ら努
力せし廉なきを以て其代料悉く當人の手小渡
り或して分敬取扱人の手小入り多り
蓋し分敬前分敬人の取結ひたる約定より金子
回復の爲も起せり公事の権も取扱人の手小落
入るる代以て右取扱人々分敬人自己の名を以
て斯の如き約定も付公事を起し或許すは但し
これを許し時々自其権を失ひ且分敬の條例も
於て此の如き公事の権も悉く取扱人の手小取
りざるを以てなり

八大借財人の約定の事

大借財人赦免の條例の恩典を官小關係せる借財を除くの外民間文際小屬せる借財或は貨幣の催促の爲小英國及ウエールス國の獄中小繋ぐるし凡ての囚人小及みなり而して此條例を以て赦免の蒙る處置のは方大略尤の如し

右大借財の囚人を入獄の初日より十四日間小古赦免の歎願を差出さざり或は又其期日過ぎて歎願書が出さず雖も裁廳みてこれに相當と考ふる時は赦免を受くる事なり又若し囚人自

らう古期日中不歎願書が出さざる時は其催促人の中誰れも大借財人處置の法小從て當人の家資の分配の上赦免小可相成旨を以て歎願書に差出さざるの權を備へたるなり

右の歎願書何れの道に以て差出さ共此れを差出して後裁廳少て没収の命令と名つくる者を取行ふなり而して此命令小由て其身并小家族の着用せる衣裳夜着蒲團又家業道具其他斯の如き必用物全價を合せて二拾磅ポンドを出さざる品物を除くの外本國の内外小在る小拘カウらざる當

人の家資諸物及び其赦免を得る前當人の手小
渡るべき百般の品物権位等又當人官裁を終て
して出牢不及い而して其赦免を得る前當人の
手小渡るべき品物或は此赦免の前當人小拂ふ
べく相成りある貸金共悉く一旦假取扱人の手
小渡るなり但し此假取扱人を其受取りたる物
を他に再び分與する事なく唯其終ふこれ代預
り置くなり

又没収の命令出来し後裁廳ありて當人の家資諸
物の本取扱人代命するなり而して此取扱人を
其拜命の趣を裁廳に申述へ兼て仮取扱人の預
り置ける家資権位等代悉く催促人の為り受取
る也

若し當人自ら歎願書を出た時を右没収の命令
後十四日の内或は又催促人より其歎願書を出
さるる時を其命令を當人へ通達の後十四日の
内或は又裁廳より期日延引不相成りある事代
承知致した時を猶其期日代過ぎて後と雖共當人
より借金并其所有物を認めしる一冊を裁廳
に差出たり

其後法小從て其者以處置の爲小裁官の前小呼
出さしき時日場所を取極め而して當人の歎願
書及び右一冊の眞偽と取糾し並ふ其場立合人
の請合共双方相違ふれなき旨聞濟の上より裁
官初めて當人の出牢を許し條例の恩典を蒙ら
しむはこ

又此赦免を蒙る時と没収命令の前當人の取結
ひある借金又は其催促人或は催促人となるべ
き人又は當人の名を以て裏書せる爲替手形を
所持致せる者等より前段の一冊中なるを記

されしる數人へ對し没収命令の時小拂期限の
来りしる借金を免かりしを得るなり

故小此法少て夫の赦免を得る時と其妻未嫁せ
ざる内其妻より拂期限の来りある借金の公事
み於ても免りしを得る也且又婚姻前妻赦免
を得る時と其妻より家資書上の一冊中記載
せる夫の借金不付てた亦これを免りしを得
るなり

而して議院の法律少て若し人大借財條例の
恩典を蒙りある後と一旦虚元となりある借金

回復不付又新約定を以てこれを回復すべき公
事以起ると雖も其條例に由らざれば他の法
を以て再び回復の裁許を得る事能はる而して
若し古新約定の類を以て借金回復の公事以起
さるる時其當人たるは其大借財の條例に從て全
く其赦免を受けざる趣を以てこれを論破せらる
事以得取て他言を費はらふ及らざる

又大借財人の赦免は唯其時未取窮らざる贖償
不付て言前を防ぐ事能はる故に贖償不付ての
言前又これら為不取結はらる約定に引續きて

許し難き割合の言前不付て當人先らるる事能
はる猶又其赦免前不頭りれらる者と雖も其理
不盡不取得らる利益の公事不付て免らるる
得は故に大借財人の其入牢の前借金回復の為
不取起されらる公事より唯因循不流氷未と裁
許を受らる者と雖も其赦免の時取究まらるる
る贖償不付ては免らるる事能はる而して不正
子養育の諸雜費として寺領地を差出らるる約
定に取結ふ時其約定の本人借財赦免の法不
て赦免を受らるる雖も其後引續き不正子の

諸雜費不拘合のぬを得ざる一し

又大借財人赦免聞濟の事唯當人より差出せる
家資書上の一冊中不拂期限の来りたる趣を以
て認めたる催促人一の格改たる借財不付てみ
み免うる事を得而して一般不此の如き催促
人一拂期限の来りたる借財不付て残らぬ免う
るを得る事非故大借財人右書上中不
載せざる借金以免うる事能はぬ但し催促人
より委細の頼或は公然となし難き事を以てこ
れを載せざる時と又別事たる一蓋し不正の

書上を當人より差出ると大借財人の法則不戻
り必虚無となる一きを以てなり

然れども當人の右書上中不載は一き催促人の
書記或は其借財の高より付て聊の相違これある
と雖も取て此條例の恩典を蒙らざる事非故
故も若右書中不催促人の記載當人より欺罔故
以てせざる又これを誑導せざる事明瞭なる時と
仮令其書中の文言不行届か處これあり雖も
敢てこれら為し其事實を害する事なし故も書
上中不認めざる借金高の相違これある時と議

院の法不於て其當人より拂ふべき借金又其拂
残り等以て其書中不認めざる不付其他巨細実高
不これなくして聊相違これあると雖去敬て惡
心を以てこれを欺罔せざる不非ざる事明瞭なる
時其誤失不拘る事なく双方実高不直し其
條例不從て其恩典を變るるを得ざる然れ共
爰不當人の書上中不催促人を認めざる不付當
人全く誤りて聊欺罔の心なく実高七磅の借金
或三磅の借金として認めざる不付此事公事と
なり催促人よりこれを訟へし時其箇様の大

違不至て其前段の法則を以てこれを守護する
事能はる又當人赦免の廉を以て其公事を以て
論破する事能はる是則ち第一第二ウィクトリア
百十篇第七十一章の法不して五磅以上を催促
人不與ふべき利益以て奪ふ不至る或以てなり
又大借財人の赦免を當人為替手形を以て拂ふ
べき借金不付其これを所持せる者の名と其書
上中不認め又其人名を知らざる趣を認めらる
不非ざるこれと免るる事能はる故不議院
の法通り不若し書上中不所持せる人の名を認

む時ハ大借財人其手形不拘りりる諸人不
對し並小其本来の借金不付免くくを得るな
り
又大借財人の赦免ハ年賦を以て拂ふつき金子
或ハ證文又ハ他の引當不依て後來拂ふつき借
金不免くくなり

又右書中の法則不依て取扱ふつき借金ハ唯大
借財の處置を受くつき様不なりく時其金高
を定むるを得つき借金のみなり故ハ若し右處
置を受くる時ハ定め難き後來事物の成否不由

て拂ふつき借金不これある時ハ其の條例の書
面を以て其回復を免くく事能く故ハ若し
大借財人の赦免不由て廢止セる借金を當人の
生命請合證文を以てこれを拂ふつき事を請合
い而して當人古生命受合金不拂ふの約定をな
し或ハ貸人よりこれを拂ひく當人よりこれを
拂ひ返さつき約定ハ其時ハ借財人の赦免を
以て其公事以言ハ拒く事能くなり然れ共
若し其借金不付これを處置さつき金高を取窮
むるを得る時譬ハ年賦を以て若干の金高を

拂ふべき約定を以て時右赦免の廉を以て右借
金金高の回復を言ひ拒く不足水りと云、但し仮
令其年賦の金子右赦免の後不至るまで残分こ
水あると雖も再いふ水を回復せらる事な
し
又請合人大借財人の頼み不由て右赦免前拂期
限不なりたる借金以拂ひたる廉以て赦免後
公事以起る時右赦免の廉以てこれを論破は
る事能はる

又右當人借金以拂ふべき日當これなくして虚
言欺罔を以て其約定以取結ひ或は又託言を以
て事以飾り其借金を返さざらんとして或は又怒
言笑語を用て借金の言ひ防ぎて以て公事訴訟
を延引せしむ催促人を以て無用の金を費さし
め或は犯法の言語を用ひ又世人を誑かし或
は婚姻約定の破談不付公事を起さる又公事を
以て他人に償金以拂ふべく相成りて其終已れ
る借金と相成り或は邪奸の所行の由り他人に
掛ふべき償金不付或は証言誹謗の爲の償金不
付又は其他總て當人の邪心と以て取計ひたる

不義不道の所行より差起りたる償金不付其終
當人の借金と相成り居る事等裁廳よ於て右の
事實を造り見届くる時を赦免の庸を以てこ
れを免ぐる事能は然れども斯の如き時ハ
裁廳よ於て右不義の借金を取除く時を直ち不
赦免不相成りつき旨以申渡し且催促人よりの
公事の為小右不義借金の庸以て裁廳の差因
お後ハ二年の間入牢の上早速差許さるべき旨
を申渡さる也

又大借財人の公事を没收官命の前當人の取結
ひたる約定不付公事と相成りたる時を其處置
分散人の処置不異なる事なし而して大借財人
より起りたる此の如き約定の公事を此官命を
以て十分これ以言ハ防ぐるなり但し若し其
公事及過料の原因唯當人の身おの懸り而し
て當人の家資お拘りらさる時を又別事と多へ
し又若し斯の如き約定不付其公事の始よりし
時右没収の官命未存在中おこれあり時を其後
當人没収命令の願書裁廳より差許さるると雖
共此庸を以て其公事以言ハ通は事能は然れ

共歎願書聞齋後少く結局の赦免前当人不拂ふ
つき借金及び其他所有物不付て其公事分散
人の公事と相違これあるつきや否此事未だ疑
を存する所なり蓋し是れ右約局の赦免前当人
不拂ふつき借金又と当人の取得する所有物悉
く右取扱人の手に入らば以てなり然れ共爰に
貞庵卜庵兩人の公事不於て吉祐上門ハレハ郎の
旧例に依り大借財人を歎願書聞齋の後且つ當
人裁廳の命に由て囚閉中当人より約定の上賣
渡せる品物に付公事を起さざるを得ると定められ

いし其故は右取扱人の中裁なき時を其相手よ
り約定に付当人不相當の廉代以て其言前を破
る事能はさるつきを以てなり而して右に及令
第一世「チヨード」の法書第四篇第百十九章中の
裁決より此篇より当人囚閉の間他人より相
拂ふつき借金及び所有物に付き当今行もる
處の條例中と同様の箇條なしと雖共然共
其實は右前段の事不付当時行ふ處の法則と同
理を合むるなり則第一世及第二世「グイクト
リア」の法第百十篇中の規則と近頃其條例も從

て裁廳不歎願書状出せる者に仮取扱人之間不
入来り当人の貸金或催促せざる不非され、没収
命令後ありて赦免前当人不拂ふべき貸金も付て
公事をなすを得る事と相成るる以て也

又大借財人の取扱人の没収官命を待ち而して
赦免とありて受ざる時間を当人衣食給用のため
不行ひたる仕事の公事も付て之を以て言通をこ
と能むれば而して如此き公事も於て其権当
人は十分これありとす

然れ共右赦免後他人より当人不拂ふべき借金
を回復すべき権も付て、官證に受たる分故人
の公事とこれを一樣に論じ、一々其事實甚
だ隔絶せり、則是れ分故人官證を得るときは右
様の借金も付き、敢て他人の手を延ぶるも、なく
自ら其公事をなすの権を保ち而して大借財人
もとりて、之と全く相及し、其赦免も拘りらば
書上中も擧ぐるも、その借金あり、皆済不及、
此して尚殘金これあり、間々其公事の権尚取扱
人の手も存在して、当人これを専らふも、能は
ば、而して取扱人との間に入りて、これを取捌く

也

然れども、赦免後借財人處置の恩典を受け其裁
許を得ざる借金も付新約定を以てこれを拂ふ
べき様その借金を再興する時と当人の権全く
分敬人の位置も異なる事なし是れ後令其約
定も付き新規の趣旨を以て取結ぶりのと雖と
も英國も於て其約定を以て大借財人も亦分
敬人も自らこれも拘合ふこと能はざるを以て
なり

蓋し此の如き約定を全く虚元とならざるあり
是を以て或人より為替手形を受け合ひ而して
その全高当人大借財人の條例も従て既も赦免
を受けざる一部分と新借金の一部分とを
取合せて其手形を出はるときは催促人より此新
約定の金高を回復する事を得る事も定まり
たり

又第五世及び第六世「ウィキトリヤ」の法書第百
十六篇并し第七世及び第八世「ウィクトリヤ」の法
書第九十六篇も々々分敬法則中に入らざる商人
又此類の者も是も譬も真の商人もあらざる平
人不用の品を拂ひ杯する者を

云々既小借金三百磅以下の金高なりとも分散
取扱の裁廳へ歎願を出し官の救護を預るを得
ると定められたり而して右前段の法書より大
借財人右の歎願書を差出せる後少く其時拂期
限とちかたる貸金の公事小自假令當人其時官
より守護を受つゝ結局の官命を奉せざる内と
雖もこれと公事とを能らざる事小定められ
多り

又右前段の法書の芽十章小右約局の官命と右
歎願書差出しの日附前取結ひしる借金小自公

事起さるる時とこれを言防くことを得し
然れども此官命小自芽七世及芽八世の法書芽
九十六篇芽二十二章の文言を稍々これと相異
なる處ありて其後世芽七世及八世女王の
法書と此官命ハ唯借財人の其身のみの守護
を受る小あらざりし然且つ此官命以て公事
を言防く能らざりし此事小自一時甚と疑を
生し多り然れども其後漸く其良説を得て両書
の條例相異なるかなき事小一定せりと見ゆ
り則ち其前書の條例小由れを歎願書差出しの

前取結い多る借金以不殘言防くしと成得又後
書よれい当人より家資書上中不舉くる借金
のこと言防くを得多成以て到底其理一途不歸
は多成以てなり

然れとも大借財人古議院の法を以て守護を受
け結局の官命を得くる時と家資書上中其
借財を誤て認め而して其過失全く当人の欺罔
邪曲より出る不非れと仮令其認中不落度これ
ありと雖も催促人より其不正成咎めて無理
ありれと言通に事能はざるなり

九強談を以て取結する約定の事

凡そ約定を公明確定せんとするふと兼て前卷
の論せし如く法律に於ては其約定を取結ぶ双
方同心の一致を要するなり故に恐喝不道を以
て是る時と取結しむるも雖も全く真の約定
と云ふべからざるなり而して斯の如き模様を
以て取結する約定を則ち之を強談を以て取結
はるる約定と云ふなり

又古書中より強談の約定に關係する裁許の例
少からば然れも此類の公事現今に至りて甚稀

有りし故に此事不付たる唯其要則を挙ぐる
を以て十分と爲し

強談の仕方二様あり一を實暴と云い一を虚
喝と云ふなり

備て通例の囚閉又他の仕方少く實人を囚
閉せらるる若し其これを囚めらるる事法不及し又
法不遁めと雖其處置苛酷不過らるる時と則強
談の約定ありて虚無とせらるるを得たり或は又
飲食以給せざる等の如き非常の苦難を受くる
き様せられ而して此の如き苦痛を免かれん

為不当人已むを得る約定を取結ぶ時と同く其
約定虚元とならざるを得たり

然れども若し当人裁聴し至當の裁権を以て
獄中不ある時を当人より差出せらる約定を右囚
閉の廢以て全く虚無とならざらる能はざるなり

又春吉秋藏兩人の公事一旦裁許の後相手秋藏
再び公事を起さしき好事實これなきを以て右
訴訟人春吉不對し若し地面證文一調印なきは
此時久しく獄中不入れ置くつき旨以て却

うし而してこれと其係繋き置きたる故に春吉
已む事を得て獄中より於てこれに調印し出牢に
る事を得て其後春吉此事を遺憾に思ひ素よ
り謂れなくして入獄致されしを以て其證文
を虚元とせし多き旨訴訟不及い多し然るに此
時裁官ブリヂマンに申す春吉囚獄の儀は官法
を以て囚獄致されしを以て強談の例格を取
りてこれを裁許しる事能はざる然れ共素より公
事の元因なくして囚獄致されしを廉を以て宜
し其償金を取るしと申渡されし

蓋し人若し私訟を以て囚閉致さるる間取結い
多る約定不付又は實情の元因これなくして借
金の為め獄中不繋り居りて取結はるる約定
と雖も不明の事なれなきを強談の裁許を落し
てこれを虚無にせし事能はざるし
然れ共爰に人あり其所持の品物不付或人の為
ふその品物を盗物あるこれありては裁官に於
て其證據を見届けし依りて今その證文を相
渡す時ハ囚閉を許さるる旨を以て威され而
してその囚捕を恐れてこれを相渡す時を強談

の例格状以て当人其證文不拘り合ふ事なし是
水其所行全く虚喝妄談不出る事明瞭なる状以
てたり

又如此き公事不付正明の規則不於ては若し人
を囚閉する事更不不法の事これなき時これ
を囚閉せしめざる目標を以て取結いたる箇條
を敢て虚無となす能は然れども若し其囚閉
不付不明の事これなりと雖も其囚閉の庸不
附け入り本来の目標不相及し多る餘事の證書
等以言通さんと其時と素より強談の所為不

之ある状以て如此き約定の箇條を虚無となら
ざる状得也

強談状以て取結せしむる約定不付其強談の仕
方不四様あり第一より生命を奪ふとの虚喝状
以ては多る事第二より四肢を断つとの虚喝を
示
其事第三より四肢を傷害する旨状以て威は
事第四より囚捕をすべき虚喝状以ては多る事

但し虚喝状以て取結せしむる約定あり唯僅々
不身を打擲し或は土地品物を奪ふべき威を示
し取結せしめたる約定を拘合せざる状得也是

水法に於て其約定を取結ぶ双方何れの方少く
如此き傷害を受くるとも十分これに返報を
き事を得べきに以て古の虚喝を尋常智力兼備
の成人に對して強ち強談の格に落して其約定
を虚無となさざるありざるべきに以てしる然れ
ども若し直ち其危難を受くべきやと迫られ
跡より過料を以てこれを償もしむる能はざる
事少く其場を立至り成人と雖去これに抗する
能はざるに已むを得ば其約を取結ぶとき元
より其所行強談ありこれありて其約全く虚
無となる也

又古書中に家屋を焼亡するの虚喝を示して取
結をいぬる約書等ありてこれを虚元となさ
んとはるるも十分の強談となさざる事間々其
例これあり然れ共此事現今に至りて如此き所
行を以て取結いざる約定は全く虚元とならん
き十分の強談にこれありしきや否見と疑ふべ
き所とせり

強談を約定を取結ぶ當人自ら受るべからざれば
虚無となし能はるべし若し他人にせしむるこ

水小關係たるものなく他人の受くつき強談を
免くれん、爲め約定を取結ふときこれ約定を
虚無となすべからざるべし然れ共若し本人小
代りて代人其本人入獄致さるつき難を同様小
受くつきが恐れ水で約定を取結ふとされ元より
強談の所業小付虚無となすなり又強談を受く
つき人を救はん、爲め他人其人の代小約定を
取結ふときこれ約定虚無となすなり故小強談
を以て無理小妻又小子供小取結ふとせざる約定
を其夫又小兩親おとく、虚無となすなり而し

て佛國の法にて強談を以て取結い、ざる約定
を其當人のい、たらざる尚又夫婦并小其骨肉親戚
小取りて、其約定が虚無となす、の原因と、又
若し他人より人の獄中小再い返さる、つき小因
て此罰金として五十磅を相拂ふつき、趣を以て
其證書を渡さ、これ其證書虚無となすなり是
水素より不正の囚閉ふ、て且つ士官と、者ハ
此の如き囚人の職務を償ひ又小右の金子を相
拂ひ、これ救助と、の理と、れなき、或、以てな
り

又強談を以て取結ひ多る約定を其強談を蒙り
しる者よりこれを以て行ひしる者小對して断然こ
れを言通はしむと欲得多也

又佛蘭西の法律と同様小我々英國の法律も於
ては實暴虐喝の所業を以て取結ひしる約定を
其所業終りて後ちこれを取極め又は虚元とな
る也

又強談の所業は簡約の公事も於ては現今悉く
論破せらるゝ也

節也約律芽二篇卷之二終

